

独立行政法人国際協力機構中期目標

独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 29 条の規定により、独立行政法人国際協力機構(以下「機構」という。)が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を次のとおり定める。

1. 政策体系における法人の位置付け及び役割(ミッション)

機構は、我が国開発協力の実施機関として、開発途上地域の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通じて、国際協力を促進し、我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としている。

国際社会の繁栄と安定を支えてきた国際秩序に係る構造的変化が加速し、自由、民主主義、基本的な人権の尊重、法の支配といった普遍的価値の重要性が増している。また感染症や気候変動といった、我が国の持続的繁栄のために対応が不可欠な国際社会共通の課題も顕在化している。こうした人類共通の問題に対応するに当たり、我が国にはより一層主導的な役割が求められている。

上記を踏まえ、我が国は、重要外交政策である「自由で開かれたインド太平洋」の理念の実現に向けた取組を推進するとともに、世界規模の感染症や気候変動への対応等の地球規模課題の解決、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」等の国際公約の達成に向け具体的な行動をとることが必要である。

開発協力は外交政策上の最も重要な手段の一つであり、「開発協力大綱」(平成 27 年 2 月 10 日閣議決定)では、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保により一層積極的に貢献することを目的として開発協力を推進し、それを通じて我が国の平和と安全の維持、更なる繁栄の実現、安定性及び透明性が高く見通しがつきやすい国際環境の実現、普遍的価値に基づく国際秩序の維持・擁護といった国益の確保に貢献すると定めている。我が国の開発協力の実施の中核を占める機構は、同方針の実現に当たり極めて重要な役割を担う。

また、機構は、開発協力大綱が示す政策を実現し、国家安全保障戦略、成長戦略、インフラシステム海外展開戦略 2025、外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策等政府の重要政策へ適切に貢献するとともに、開発協力の実施を通じて、政府、関係機関、民間企業等と連携し、我が国企業の海外展開や地方をはじめとする日本社会の国際化・活性化にも貢献することが期待される。

2. 中期目標の期間

中期目標の期間は令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの5年間とする。

3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

開発課題が多様化、複雑化、広範化する中、機構は、上記1. の役割を果たし、開発途上地域の開発課題の解決に取り組むとともに、我が国及び開発途上地域の経済及び社会の健全な発展に貢献する。

特に、質の高い成長と、人々の命、生活、尊厳を守る人間の安全保障の理念を踏まえた、持続可能性、包摂性、強じん性を伴う経済社会づくりを推進する。

その際、我が国の関連政策や持続可能な開発目標（SDGs）の達成への貢献を念頭に、各地域の地政学的な特性も踏まえつつ、経済成長の基礎となる経済社会インフラ整備及び原動力となる制度整備・人材育成、人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の促進、普遍的価値の共有と平和で安全な社会の実現、持続可能で強じんな国際社会の構築を重点課題として、開発途上地域の自立的発展に向けた支援を行う。また、変化し続ける開発ニーズに適切かつ迅速に応えるため、事業の集合体として開発分野ごとの中長期的な課題やアプローチを明確にすることにより戦略性を高め、国内外の多様なパートナーの開発協力への参画を促し、開発効果の最大化に向けて主導的役割を担うことに留意する。

科学技術の振興や ICT、公共財政・金融等の重点分野における専門人材の確保・育成、地方創生や外国人材受入支援・共生社会構築等の国内課題への取組が一層重要となっている。

こうした状況を踏まえ、機構は、触媒としての ODA の役割を発揮させ、関係府省庁や他の政府機関、自治体、大学、民間企業等と連携して、人的ネットワークの整備や育成に係る仕組みの構築及び知見・経験の共有、多様なパートナーが有するリソースを活用した事業を推進し、我が国の地域社会の活性化及び国際化にも貢献する。また、途上国との長期にわたる信頼・協力関係を構築する観点から、JICA 開発大学院連携等を通じ、我が国独自の発展や開発協力の経験を共有することで、開発途上地域の経済・社会発展の基礎となる親日派・知日派リーダーの育成、及び我が国と開発途上地域との信頼関係の深化にも取り組む。

日本の開発協力の重点課題¹

(1) 開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）

持続的な経済成長の基礎と原動力の確保を支援するため、気候変動や災害への耐性強化等を通じた強じん性、低炭素社会の実現等を通じた持続可能性、格差是正、

¹ 下線部を事業等のまとまりとして扱う。なお、「日本の開発協力の重点課題」については、総務省「独立行政法人の目標の策定に関する指針」II.3(1)③に基づき、細分化した単位で目標を定める。具体的には、3.(1)「開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）」から「(5) 地域の重点取組」の 5 つを目標単位とする。

地方開発、ジェンダー平等等を通じた包摂性に留意し、特に以下の課題に対して支援を行う。その際、デジタル・トランスフォーメーション(DX)やイノベーションの促進を行うこと及び各取組の相乗効果を高めることを重視する。

ア 都市・地域開発

持続可能な都市・地域開発を目指し、土地利用やまちづくり、インフラ整備に係る支援を行う。その際、官民連携を通じて多様なリソースの力を引き出し、都市計画等で定められたビジョンに沿った開発を実現するため、その基礎となる都市行政に係る制度、計画、人材等の能力開発や、地理空間情報の整備を重視する。

イ 運輸交通

人やモノの円滑・安全な移動を実現すべく連結性を高めるための支援を行う。その際、低炭素社会の実現及び人々の利便性向上に貢献する質の高いインフラ整備とその適切な運営の確保、利用促進、及び海上保安能力強化を重視する。

ウ 資源・エネルギー

全ての人々が十分かつ安定的な電力を持続的に手頃な価格で利用できる社会を構築するための支援を行う。また、鉱物資源賦存国による自国資源の持続的な管理・利用を促進するための支援を行う。その際、電力供給を可能とする電気事業体制の構築、エネルギー利用の低・脱炭素化、鉱物資源管理を担う人材の育成を重視する。

エ 民間セクター開発

開発途上国の自立的発展に不可欠な民間部門の成長を実現し、質の高い成長を促進するための支援を行う。その際、開発途上国企業の競争力強化、産業の多角化やイノベーション促進、ポストコロナ時代の新しい産業構造・産業形態への適応、投資促進を重視する。

オ 農林水産業・農村開発

農村部の貧困削減の実現とともに、食料の安定的な生産・供給を通じた食料安全保障の確保のための支援を行う。その際、持続的かつ包摂的な農業・農村開発(水産業・畜産業及び漁村を含む。また、地域の実情に応じた適切な水管理を含む。)及び加工・流通業等関連産業の振興による生産者の所得向上を重視する。

【指標 1-1】都市化の進行が著しい国において、都市マネジメント能力向上に係る取組の促進状況(SDGs Goal 11 関連)

【指標 1-2】運輸総合及び各運輸サブセクターに関連する長期計画の策定数及び公共交通改善の施策数(20 件)(SDGs Goal 3、8、9、11、13 関連)

【指標 1-3】能力強化された海上保安機関等の職員数(300 人)(SDGs Goal14、16 関連)

【指標 1-4】低廉かつ低炭素な電力を安定供給するための環境整備状況(SDGs Goal 7 関連)

【指標 1-5】資源分野人材の育成数(100 人)(SDGs Goal 7 関連)

【指標 1-6】産業人材(民間セクター人材)の育成数(92,500 人)(SDGs Goal 8 関連)

【指標 1-7】競争力強化のための支援サービスを受した企業数(3,500 社)(SDGs Goal 8 関連)

【指標 1-8】SHEP アプローチの恩恵を受した小規模農家数(15 万戸)(SDGs Goal 1、2、6、8、12、14 関連)

【指標 1-9】アフリカにおける稲作協力の裨益を受した人材数(研究者、技術者・普及員、農家等)(25 万人)(SDGs Goal 1、2、6、8、12、14 関連)

(2)開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進(「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅)

人間の安全保障の理念の下、包摂性に留意しつつ、貧困層、子ども、女性、障害者、高齢者、難民・国内避難民、少数民族・先住民等ぜい弱な立場に置かれた人々を含む全ての人々に対して、人々の基礎的生活を支える人間中心の開発のために、特に以下の課題に対して支援を行う。その際、各取組の相乗効果を高めることを重視する。

ア 保健医療

平常時のみならず健康危機に際しても安定的に必要な保健医療サービスを提供できる保健システムの構築の支援を行う。その際、新型コロナウイルス感染症の感染症対策も念頭に、保健医療施設への物理的・経済的アクセス改善も含めたユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)達成に向けた保健医療体制強化を優先しつつ、母子保健・高齢化対策、予防・警戒・治療の各段階での感染症対策や感染症に強い環境整備の取組を重視する。

イ 栄養

低栄養、過栄養等の不適切な栄養状態の改善及び発育不良や生活習慣病等栄養不良に起因する健康課題の改善に向けた支援を行う。その際、保健、農業、食料を中心としつつ、栄養の改善につながる分野横断的な取組を重視する。

ウ 教育

質の高い教育の拡充に向けた支援を行う。その際、子どもの学びの改善のための質の高い教育環境の提供及び女子、障害者等の教育機会の拡大を重視する。高等教育分野では、拠点大学の強化を通じた国の発展をリードする高度人材の輩出を重視する。

エ 社会保障・障害と開発

子ども、障害者等の脆弱者が包摂される社会の実現のため、人々の生活や社会の安定の基礎となる社会保障制度構築の支援を行う。その際、人材育成支援、障害者の開発プロセスへの参加促進、バリアフリー化や情報保障の推進等開発事業への障害の視点の組込を重視する。

オ スポーツと開発

全ての人々がスポーツを楽しむ権利があるとの国内外の共通の理念のもと、開発途上地域におけるスポーツへのアクセスの向上を通じて精神的な豊かさをもたらすための支援を行う。その際、スポーツを通して、心身ともに健全な人材育成、障害者や女性等の社会包摂、平和構築、人間の安全保障の推進を図ることを重視する。

【指標 2-1】支払い可能な保健医療サービスの確保の恩恵を享受した人数(600 万人)(SDGs Goal 3(特に 3.8)関連)

【指標 2-2】新型コロナウイルス感染症等、公衆衛生上の危機発生に対応し得る保健医療体制の整備状況(SDGs Goal 3 関連)

【指標 2-3】開発途上国の栄養改善を推進する栄養コア人材(政策立案・決定者、普及員等)の育成数(4,000 人)(SDGs Goal 2(2.1、2.2)、3(3.1、3.2)関連)

【指標 2-4】栄養改善に資する分野横断的又は複数の機関との連携による取組の促進状況(SDGs Goal 2(2.1、2.2)、3(3.1、3.2)関連)

【指標 2-5】学びの改善のための支援が裨益した子どもの人数(1,000 万人)(SDGs Goal 4(特に 4.1、4.5)関連)

【指標 2-6】開発途上地域において障害者の社会参加の促進状況(SDGs Goal 1(1.3、1.4、1.5)、8(8.5、8.8)、10(10.4)関連)

【指標 2-7】人々が関心に沿って属性に関わらずスポーツを楽しむことができる環境の整備状況(SDGs Goal 3、4、5、10、16、17 関連)

(3) 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現

自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値を共有し、安定・安全が確保された平和で公正な社会の実現のため、特に以下の課題に対して支

援を行う。その際、格差是正やジェンダー平等等を通じ人間の安全保障を実現することとともに、デジタル技術・データを課題解決に活かすことで開発効果を高めることを重視する。

ア 平和と安定

暴力的紛争を発生・再発させない強じんな国・社会づくりに貢献するため、住民から信頼される政府と強じんな社会の形成の促進に資する支援を行う。その際、紛争予防及び紛争リスクの低減、社会・人的資本の復旧・復興・強化、包摂的な行政サービスの提供、住民の生計向上に資する取組、社会の融和促進、難民・国内避難民と受入社会の共生等の視点の人道支援と開発協力の連携を重視する。

イ 法の支配・ガバナンス

人身や言論の自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値が共有され、開発途上地域の国民一人ひとりが人間として尊重される社会の実現に向け、その基盤となる民主的かつ包摂的なガバナンス強化のための支援を行う。その際、立法、行政及び司法並びにメディアにおける制度構築・改善、これらを担う人材等の育成を重視する。また、安定・安全への脅威は、経済社会発展の阻害要因となることに鑑み、法執行・治安維持や国際公共財（海洋、サイバー空間等）に関わる能力強化等を重視する。

ウ 公共財政・金融

国民の生活が安定、向上する社会を目指し、資源の効率的な配分が行われるよう公共財政・金融システム構築のための支援を行う。また、国家の自立的・持続的成長の観点から、債務の持続可能性を担保するための支援を行う。その際、債務持続性の確保等を含む財政・金融当局の機能・能力強化と税関行政の改善を通じた貿易円滑化・連結性の向上を重視する。

エ ジェンダー平等の推進

一人ひとりが性別にとらわれず、人間としての尊厳をもって、それぞれの能力を発揮できる社会の実現に貢献するため、事業にジェンダーの視点を盛り込み、ジェンダー平等と女性のエンパワメントの支援を行う。また、女性が知識・技術を習得する機会を得ることで、女性の自立や自己実現を後押しするため、研修や留学生事業を通じて女性の能力強化の支援を行う。その際、政策・制度の整備・改善、女性の能力強化、差別や社会規範に関する人々の意識や行動変容の3つの視点を重視する。

オ デジタル化の促進(DX)

「信頼性のある自由なデータ流通(DFFT: Data Free Flow with Trust)」等の理念の下、デジタル化の促進を通じた一人ひとりの多様な幸せを実現できる包摂的な経済社会の発展、自由で安全なサイバー空間の構築の支援を行う。その際、サイバーセキュリティの強化、経済社会のデジタル化への対応・推進に向けた人材育成や基盤整備を重視し、開発効果を高めることを目指して、事業におけるデジタル技術・データ活用を推進する。

【指標 3-1】暴力的紛争を発生・再発させない国・社会づくりの促進状況(SDGs Goal 16 関連)

【指標 3-2】国民の権利保障の促進に資する立法上、行政上、司法制度上の取組の進展状況(SDGs Goal 16(特に 16.3、16.6、16.7、16.10)関連)

【指標 3-3】留学生事業を通じたガバナンスに関連するテーマでの学位取得者数(司法・行政分野における政策立案・決定者等)(500 人)(SDGs Goal 16(特に 16.3、16.6、16.7、16.10)関連)

【指標 3-4】歳入・歳出の両面における国家財政基盤強化、適切なマクロ経済運営及び金融システム強化、貿易円滑化のために必要な制度整備・能力強化に関する取組の進展状況(SDGs Goal 5(5.a)、8(8.3、8.10)、17(17.1)関連)

【指標 3-5】プロジェクト(技術協力、有償資金協力、無償資金協力)におけるジェンダー案件比率(40%(2026 年度末まで))(SDGs Goal 5 関連)

【指標 3-6】研修・留学生事業における女性の割合(人数)(40%(2026 年度末まで))(SDGs Goal 5 関連)

【指標 3-7】デジタル化の進展を支える各国のコア人材(政策立案・決定者、実施に関わる民間事業者等)の育成数(1,000 人)(全 SDGs Goal)

【指標 3-8】開発効果の増大を目指したデジタル技術・データ活用の推進状況(全 SDGs Goal)

(4)地球規模課題への取組を通じた持続可能で強じんな国際社会の構築

国際開発目標や我が国の政策目標を踏まえ、国際社会全体として気候変動をはじめとする地球規模課題に対応し持続可能かつ強じんな社会を構築するため、特に以下の課題に対して支援を行う。その際、民間を含む様々な開発パートナーとの連携を通じた資金・技術の活用、及び各取組間の相乗効果の最大化を重視する。

ア 気候変動

脱炭素社会の実現に向けた取組や持続可能で強じんな社会の実現に向け、気候変動対策に係る国際枠組みであるパリ協定への対応支援を含め、内外の関係機関

との連携を通じて支援を行う。また、機構が実施する各事業の案件形成・立案の段階で「緩和策」「適応策」を検討することによる気候変動対策主流化の促進の支援を行う。その際、技術革新に向けた取組、民間の資金・技術の活用及び地方自治体等他機関との連携を重視する。

イ 自然環境保全

森林をはじめとする自然環境の保全と人間活動の調和を図り、自然環境の減少と劣化を防ぐことで、自然環境から様々な恵みを享受し続けられる社会の構築に向けた支援を行う。その際、気候変動対策や生物多様性保全への貢献拡大に向け、国内外の関係機関との連携を重視する。

ウ 環境管理

開発途上地域で工業化や都市化が急速に進行する中、廃棄物管理の改善及び循環型社会の推進、水質汚濁や大気汚染の未然防止と対処能力の向上等を通じて開発途上国の人々の健康を保護、生活環境を保全し、持続可能な社会を構築するための支援を行う。その際、我が国の自治体や民間企業の技術・知見を活用し、政策・法制度整備から実施体制に至るまで包括的な能力強化を重視する。

エ 水資源・水供給

人口増加、都市化、気候変動、感染症拡大等の影響により水の需給はますますひっ迫する中、水資源を適切に管理し、全ての人々が飲料水等として持続的に利用できる社会の構築に向けた支援を行う。その際、統合水資源管理の実現及び水道事業体の育成を重視する。

オ 防災・災害復興

気候変動等の影響による災害の激甚化・頻発化が進む中、仙台防災枠組を踏まえて、「災害リスクのより少ない社会」の実現に向けた支援を行う。また、大規模災害が発生した際の迅速な緊急支援及び復旧、「より良い復興」(Build Back Better)の考え方を踏まえた国・社会全体の災害リスク削減を行うことにより、自然災害に強い国・社会の再構築の支援を行う。その際、防災インフラ等の構造物対策所管組織の能力強化を重視しつつ、土地利用規制など防災ガバナンス強化も含めた包括的な防災推進体制の拡充を重視する。

【指標 4-1】気候変動対策に資する人材の育成数(10,000 人)(SDGs Goal 1～9、11～13(13.1～13.3、13.a～13.b)、14、15 関連)

【指標 4-2】開発途上国政府の気候変動対策の対応能力が向上し、気候変動対策を

加味した途上国の開発計画の推進状況（SDGs Goal 1～9、11～13（13.1～13.3、13.a～13.b）、14、15 関連）

【指標 4-3】自然環境保全を担う行政官の育成数（6,000 人）（SDGs Goal 14、15 関連）

【指標 4-4】環境管理行政官の育成数（10,000 人）（SDGs Goal 6（6.2、6.3）、11.6、12（12.4、12.5）、14.1 関連）

【指標 4-5】主体的かつ持続可能な水資源管理の強化、並びに水道事業体及び灌漑排水管理団体（水利組合）の運営・経営の改善状況（SDGs Goal 6.1、6.4、6.5 関連）

【指標 4-6】水供給に関する人材の育成数及び水供給によって増加した給水人口数（育成人材数：3.5 万人、給水人口：1,100 万人）（SDGs Goal 6.1、6.4 関連）

【指標 4-7】防災インフラ及び重要インフラの所管組織（治水砂防官庁、各インフラ官庁）を支える行政官等（政策・計画立案者等）の育成数（5,000 人）（SDGs Goal 1.5、9.1、11.5、13.1 関連）

【指標 4-8】事前防災投資事業実現のための戦略・計画・政策等の数（20 件）（SDGs Goal 1.5、9.1、11.5、13.1 関連）

（5）地域の重点取組

各国・地域の情勢や特性に応じた重点化を図り、刻々と変化する情勢に柔軟かつ機動的に対応して開発協力事業を実施することにより、効果的かつ戦略的に開発途上地域の開発の支援を行う。また、各国との中長期的な関係強化に向け、親日派・知日派のリーダーとしての活躍が期待される人材を育成する。その際、地域統合や地域連結性の向上に向けた動きや広域開発等の地域に共通する課題、ぜい弱国支援・格差是正・中所得国のわなといった課題への対応や、一定程度発展した国の更なる持続的成長、防災・感染症・環境・気候変動等グローバルな課題への対応を重視する。

ア 東南アジア・大洋州地域

東南アジア地域については、インド太平洋に関する ASEAN アウトルック（AOIP）の重点分野への協力を念頭に、ハード・ソフト両面での ASEAN 連結性の強化、域内及び各国内の格差是正、海洋協力、経済・社会強じん化を中心に、ASEAN 全体としての包括的かつ持続的な発展に向けた支援を行う。大洋州地域については、小島しょ国ならではのぜい弱性を踏まえ、保健医療・経済回復支援、海洋協力、気候変動対策、防災、強じんかつ持続可能な成長基盤の強化等、開発ニーズに即した支援を行う。

イ 東・中央アジア及びコーカサス地域

地域共通及び各国の重点課題の解決に向け、格差是正と域内外の連結性の強化を中心に、ガバナンス強化及び市場経済化に資する支援を行う。

ウ 南アジア地域

地域の安定と潜在力の発現を可能とする強じんな社会の構築に向け、インフラの整備や貿易・投資環境の整備、社会開発への投資等、成長を通じた持続可能な発展の基盤を構築するための支援を行う。

エ 中南米・カリブ地域

安定的で強じんな社会・経済開発、貿易・投資等を通じた経済発展を一層促進していくための環境整備、防災や気候変動対策を含む地球規模課題等への対応のための支援を行う。

オ アフリカ地域

各種社会開発課題の解決、平和と安定の確立・定着に寄与するとともに、新型コロナウイルス感染症拡大等による社会経済的ダメージを克服するべくアフリカの自立的な成長のための支援を行う。その際、これまでの TICAD プロセスの成果を礎に、イノベーションを活用しつつ、対象国だけでなくアフリカ大陸全体に効果が波及するよう取り組む。

カ 中東・欧州地域

多様な宗派・部族に属する人々に配慮しつつ全ての人々を包摂する質の高い成長への支援、紛争・難民問題、パンデミックへの対応も含む中東・欧州地域の経済・社会の安定化に資する支援を行う。その際、TICAD、「平和と繁栄の回廊」構想、「西バルカンイニシアティブ」や、南南協力の推進といった地域的な戦略・イニシアティブへの貢献を重視する。

【指標 5-1】地域の特性、地政学的な位置づけ、及び我が国の地域別公約・政策等を踏まえた開発協力の促進状況

【指標 5-2】JICA 国別分析ペーパー及び事業計画作業用ペーパーの新規策定・改定数(700 件)

(6) JICA 開発大学院連携・JICA チェアを通じた親日派・知日派リーダーの育成

人間の安全保障を推進し、法の支配を始めとする共通の価値や原則に基づく「自由で開かれたインド太平洋」の基本理念への理解を得ることも念頭に、JICA 開発大

学院連携や「JICA 日本研究講座設立支援事業（JICA チェア）」等を通じて親日派・知日派リーダーの育成や、SDGs 達成を含め開発途上地域の課題解決を担う中核人材の育成の支援を行う。その際、我が国の開発と ODA として他国に協力した経験の共有、国内外の教育機関との連携強化、育成人材との継続的な関係維持・強化に向けた取組の強化、各事業との相乗効果の発現を重視する。

【指標 6-1】JICA 開発大学院連携・JICA チェアを通じた親日派・知日派人材の育成数(6,500 人)

【指標 6-2】JICA 開発大学院連携・JICA チェア等を通じた育成人材との継続的な関係維持・発展に資する取組の促進状況

(7) 民間企業等との連携を通じた開発課題の解決への貢献

開発途上地域が直面する多様な開発課題の解決に向け、民間部門主導の成長を促進することで開発途上国の経済発展を一層力強くかつ効果的に推進する。また、そのことが日本経済の力強い成長にもつながるよう、他の政府関係機関等とも緊密に連携し、事業の各段階に対応した多様な連携事業（協力準備調査、中小企業・SDGs ビジネス支援事業、海外投融資等）や、開発協力への民間企業の裾野拡大に係る取組を通じて、民間企業等が有する技術、製品、システム、資金等を活用した開発協力を推進する。その際、民間部門の活動が開発途上国の経済成長を促す大きな原動力となっていることを踏まえ、連携強化に向けた人材育成の推進、インフラ輸出を含む我が国企業の現地での活動の促進及び本邦地域経済の活性化を重視するとともに、採択された案件の進捗管理の徹底も含め、民間企業のニーズ等を踏まえた不断の制度改善・体制の見直しを行う。

【指標 7-1】協力準備調査、中小企業・SDGs ビジネス支援事業を活用した法人・団体数(490 法人・団体)

【指標 7-2】開発途上地域の課題解決及び海外展開につなげるためのコンサルテーション企業数(4,420 法人・団体)

(8) 多様な担い手と開発途上地域の結びつきの強化及び外国人材受入・多文化共生への貢献

国内の多様な担い手や JICA 海外協力隊が有する強みや経験を活かし、人・知恵・技術・資金を結集しつつ、国民等による開発協力への参加を促進する。その際、開発協力の担い手の裾野拡大、地域活性化及び外国人材の適正な受入並びに多文化共生社会の構築への貢献、開発協力への各層の理解向上、日系社会との連携強化を重視する。

ア JICA ボランティア事業(JICA 海外協力隊)

国民の参加及び開発途上地域の住民との相互理解を促進しつつ、草の根レベルの活動を通じて開発途上地域の課題解決に資する支援を行う。その際、地方自治体、OV(Old Volunteer)会、大学等多様なステークホルダーとの連携及び本事業への参加促進、帰国隊員による協力隊経験の社会還元や事業の成果発信を重視する。

イ 外国人材受入・多文化共生

外国人材から「選ばれる日本」に向けて、外国人材の適正な受入及び地域における多文化共生社会の構築を促進する。その際、JICA 海外協力隊経験者、国際協力推進員、国内拠点等を通じた地方自治体、NPO、民間企業及び海外拠点を通じた開発途上地域の政府関係機関等との連携を重視する。

ウ 地方自治体との連携

国際協力事業への地方自治体の参画を促す。その際、地方自治体が有する地域活性化・開発事業への知見、上下水道や廃棄物処理等の技術や人材育成手法等を活用し、多様な開発途上国の協力ニーズに応える形での自治体の国際協力事業の実施、拡充を重視する。

エ NGO/CSO との連携

NGO/CSO の有する知見等の強みやアプローチの多様性を国際協力事業に活かすべく、連携強化を目指して NGO/CSO との対話を強化し、NGO と機構の知見の共有、連携の促進に取り組む。その際、開発途上地域が抱える多種多様な課題に対応していくため、研修等を通じた NGO/CSO の組織基盤強化・事業実施能力向上、海外拠点等と連携した情報発信を重視する。

オ 大学・研究機関との連携

開発途上地域の課題解決や SDGs の達成に向け、国内の大学・研究機関との連携を推進する。その際、我が国の開発経験等を学ぶ機会の提供を通じた親日派・知日派リーダーの育成及び科学技術協力を通じた新たな知見や技術の獲得を重視する。

カ 開発教育

我が国の開発協力の担い手の裾野拡大、地域活性化及び多文化共生を促進するため、開発教育を推進する。その際、教育関係機関との積極的な連携、開発教育の取組を通じた開発協力への理解及び参加並びに多文化共生への理解を重視する。

キ 日系社会との連携

中南米及び国内日系社会の諸課題への対応力強化のため、我が国と日系社会を結んだ協力の相乗効果の追求、日系社会を核とした親日派・知日派との関係強化、日系社会の持続的発展の支援を行う。その際、多文化共生推進等の今日的課題にも留意して、日系社会を核として我が国の良き理解者となり得る人々を巻き込んだ取組、次世代人材の育成、日系アイデンティティを認識しつつそのメリットを感じられるような活動を重視する。

【指標 8-1】JICA 海外協力隊の派遣、帰国隊員による社会還元の促進及び参加者の裾野拡大に向けた取組状況

【指標 8-2】外国人材受入支援・多文化共生社会構築に向け、JICA 海外協力隊経験者、国際協力推進員、JICA 国内拠点等を通じた支援対象団体・企業数(200 団体・企業)

【指標 8-3】地方自治体との連携に係る取組の促進状況

【指標 8-4】NGO 等活動支援事業への参加人数(2,500 人)

【指標 8-5】NGO/CSO 連携や事業実施能力の強化に係る取組の促進状況

【指標 8-6】開発途上国の研究機関と共同で新たな知見や技術の獲得に向けた研究の推進状況

【指標 8-7】教育関係者を対象にした開発教育指導者研修等の参加人数(6.1 万人)

【指標 8-8】日系社会研修参加人数(700 人)

(9)事業実施基盤の強化

多様化、複雑化、広範化する開発課題に戦略的に対応するため、特に以下の取組を通じて事業実施基盤の強化を促進する。

ア 広報

国際社会における我が国の開発協力への理解及び信頼等の向上、開発途上国を含む国際社会における課題設定や議論の潮流形成への貢献拡大、国内における開発途上地域の課題及び開発協力に関する納税者の理解向上と支持の拡大を目的とし、国内、国際社会において我が国の開発協力とその成果について積極的に発信する。

イ 事業評価

PDCA サイクルに沿って、事前評価、モニタリング、事後評価を確実に実施し、結果を公開して国民への説明責任を果たす。その際、過去の事業評価の結果から得られた教訓・提言等を事業形成や実施時に活用することで、事業費の積算及び事業期

間の設定をより適切なものにすることを含め、事業内容の質の向上及び事業の進捗管理方法の改善につなげることを重視する。

ウ 開発協力人材の育成

開発課題の多様化、複雑化に対応するため、中長期的な視点を持って開発協力人材の育成に取り組む。その際、若年層を中心とする人材の裾野拡大及び重要分野における人材養成を重視する。

エ 研究

事業の質の向上と開発協力をめぐる国際潮流の形成に向けて6つの領域（政治、経済、人間開発、平和、地球環境、開発協力）に関する研究を実施し、その成果の積極的な発信を行う。

オ 緊急援助

国際緊急援助隊の対応能力強化を通じ、大規模災害発生時に迅速かつ適切な緊急援助実施を可能とする基盤を強化する。

カ 事業の戦略性強化や制度改善

我が国の持つ強みや機構が有する開発協力のリソースを蓄積・活用し、開発途上地域の経済社会の発展及び平和と安定に最大限貢献するとともに、JICA 国別分析ペーパーや JICA グローバル・アジェンダ（課題別事業戦略）等を、方針策定や事業展開に適切に反映する。その際、民間も含めた様々な開発パートナーが有する経験、資金等を活用した連携と学び合うこと並びに機構が有する様々な援助手法を柔軟に組み合わせた一体的な協力の実施を重視する。

キ 国際的な議論への積極的貢献及び国際機関・他ドナー等との連携推進

貧困撲滅と持続可能な開発という国際的合意の実現に向けて、国際的な開発協力の規範・潮流の形成に貢献するとともに、事業の戦略的推進における相乗効果を実現するため、国際機関や新興ドナーを含む他ドナー等との連携を推進する。その際、我が国が重視する考え方や開発協力の実践から得られた知見・リソースを有効に活用することを重視する。

ク 環境社会配慮

開発協力事業が環境や社会に与える負の影響を回避・最小化・軽減・緩和・代償するため、事業の各段階で適切な環境社会配慮を確保する取組を行う。また、開発協力事業の実施に当たり、国際人権規約を始めとする国際的に確立された人権基準

を尊重する。その際、事業の主体となる開発途上地域の政府等の取組を支援しつつ、機構内外の関係者に対する研修等を通じて理解の向上を重視する。

ケ 不正腐敗防止

開発事業に対する信頼を確保し、事業が適切に実施されるために、不正腐敗防止の推進に能動的に取り組み、各種制度の改善や事案対応に取り組むとともに、不正行為等が認められた場合は厳正に対処する。その際、不正事案の未然防止、対応、改善、再発防止のための取組を重視する。

【指標 9-1】プレスリリース等を通じた広報により掲載された国内メディア報道及び海外主要メディア報道件数(650 件)

【指標 9-2】SNS アカウント(日本語・英語)エンゲージメント数(171 万件)

【指標 9-3】総合的・横断的な事業評価・分析の実施件数(横断的分析・詳細分析、定量分析、定性分析等の実施開始件数)(25 件)

【指標 9-4】国際協力キャリア総合情報サイト(PARTNER)新規登録人数(4 万人)

【指標 9-5】能力強化研修の参加人数(2,185 人)

【指標 9-6】研究成果の発刊件数(300 件)

【指標 9-7】緊急援助の対応体制強化に係る取組の推進状況

【指標 9-8】JICA グローバル・アジェンダ(課題別事業戦略)に基づく多様な開発パートナーとの連携状況

【指標 9-9】参加・発信した国際会議の数(700 件)

【指標 9-10】環境社会配慮ガイドラインの適切な運用状況

【指標 9-11】不正腐敗を防止するための機構関係者への啓発に係る実施状況(職員向け研修、専門家向け研修、機構内外向けセミナーの参加人数)(600 人)

4. 業務運営の効率化に関する事項

(1) 組織体制・基盤の強化、DX の推進を通じた業務改善・効率化

多様化、複雑化、広範化する開発課題に戦略的に対応するため、本部、国内拠点、海外拠点のそれぞれにおいて、各部門の役割と責任範囲を明確化し、より柔軟かつ機動的な意思決定を行うための実施体制の構築・運営に取り組む。また、組織内のデジタルトランスフォーメーション(DX)を推進し、主要業務の業務改善を継続的に行い、効率的な事業運営に取り組む。その際、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針(令和 3 年 12 月 24 日デジタル大臣決定)」に準拠しつつ、情報システムの適切な整備及び管理を行う。

加えて、技術協力プロジェクトも含めた業務全般について、開発効果を確保しつつ、ポストコロナ下での業務実施体制の確保及び業務の効率化を図る観点から、従来の

対面前提の業務を中心に、デジタル技術の活用を積極的に検討し、導入を進める。

国内拠点については、地域における開発協力の結節点として、施設の利用促進を図る。

【指標 10-1】IT リテラシー向上研修・セミナー等の実施(60 回)

(2) 業務運営の効率化、適正化

ア 経費

中期目標期間中、運営費交付金を充当して行う業務については、業務の質の確保に留意しつつ、一般管理費及び業務経費(特別業務費及び人件費を除く。)の合計について、毎事業年度 1.4%以上の効率化を達成する。この他、各年度以降で新たに必要となり運営費交付金を充当して行う事業についても、翌年度から年 1.4%以上の効率化経費に加えるとともに、事業実施に当たり間接的に発生する経費については、毎年度の増減要因を分析し、必要な効率化を図るなど、適切に管理する。

イ 人件費

各種の国際社会の開発目標の達成に貢献し、政府や社会から期待される役割を果たすために、必要に応じて人員配置を見直す。また、給与水準については、国家公務員の給与水準も十分に考慮し、手当を含めた役職員給与の在り方について厳格に検証を行った上で、引き続き給与水準の適正化を図る。その上で、各事業年度の給与水準及びその合理性・妥当性を公表する。加えて、機構を取り巻く環境変化等を勘案し、適正な人員計画や人件費構造の在り方等についても、必要な検討を進める。

ウ 保有資産

機構の保有する資産については、詳細な資産情報の公表を引き続き行うとともに、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行うものとする。その上で、機構の資産の実態把握に基づき、機構が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、国への返納等を行うものとする。

エ 調達

独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)に基づき、機構の事務・事業の特性を踏まえた調達等合理化計画を策定・公表し、これに基づく取組を確実に実施する。また、外部有識者からなる契約監視委員会による点検を踏まえつつ、内部規程等に基づき競争性のない随意契約を

締結する場合は、その適正な実施を徹底する。加えて、仕様書の質の向上や技術協力プロジェクトに係るコンサルタント等契約への QCBS (Quality and Cost Based Selection: 技術(質)と価格による選定)の適用により質の高い提案を適切な価格で調達するための制度の導入を進め、引き続き調達の合理化及び改善に努める。

【指標 11-1】一般管理費及び業務経費(特別業務費及び人件費を除く。)の効率化(毎事業年度 1.4%以上)

【指標 11-2】有識者による外部審査を行った対象契約件数(350 件)

【指標 11-3】契約監視委員会で審議する案件数(150 件)

5. 財務内容の改善に関する事項

運営費交付金を充当して行う業務については、「4. 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算、収支計画及び資金計画を作成し、当該予算等に基づき事業の質の確保に留意し、適正な予算執行管理を行う。毎年の運営費交付金額の算定については、各年度期末の運営費交付金債務残高の発生要因等を分析した上で、運営費交付金債務残高を適切な水準とすべく、厳格に行うものとする。また、引き続き自己収入の確保とその適正な管理・運用に努める。

6. 安全対策・工事安全に関する事項

国際協力事業関係者の安全を確保するため、平成 28 年 8 月 30 日に発表された国際協力事業安全対策会議の最終報告を踏まえ、着実かつ迅速な安全対策を講じるとともに、安全を巡る関係者の危機意識が低下することのないよう、適切なリスク認識と安全対策への意識向上に取り組む。また、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行の影響を注視し、引き続き必要な安全対策を講じる。

施設建設等の工事については、事故・災害の防止・低減に向け、適切な安全対策を講じる。

【指標 13-1】国際協力事業関係者の安全対策研修の受講者数(1.6 万人)

【指標 13-2】工事安全に係る調査・セミナー等の実施件数(560 件)

7. その他業務運営に関する重要事項

(1) 内部統制

内部統制を機能させるための態勢を強化し、規程を着実に運用するとともに、有償資金協力の業務運営を含む機構の業務運営上のリスクの識別、分析及び対応、内部・外部通報への対応等、内部統制を確実に実施し、その強化を図る。

情報セキュリティに関しては、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統

一基準群(令和 3 年 7 月改定)」等を踏まえ、情報セキュリティ管理規程等の改定を行い、情報セキュリティ対策推進計画を策定・実施し、組織的対応能力の強化に取り組む。PDCA サイクルに基づき情報セキュリティ対策推進計画を毎年度レビューして情報セキュリティ対策の改善を図るとともに、組織内のデジタルトランスフォーメーション(DX)推進を実現するためクラウドサービス等も含めた情報セキュリティ対策の拡充を図る。

【指標 14-1】内部統制モニタリング実施回数(10 回)

【指標 14-2】リスク管理に係る委員会の開催回数(30 回)

(2)組織力強化に向けた人事

機構で働く一人ひとりが開発協力のプロフェッショナルとして、各々の能力を最大限に発揮することで組織目標を達成するため、全体最適を目指した適材適所な人事を行う。また、女性職員がより一層指導的な役割を担い活躍できる環境の整備を含めた各種の人事施策を実施する。更に、業務内容の高度化・多様化に対応する力を高めるべく、人材確保に取り組むとともに、職員が自身の関心・適性に応じて自律的に能力強化を行える環境を整備し、キャリア開発の機会を拡大する。

【指標 15-1】女性管理職比率(27%(2026 年度末時点))

(別添)

1. 政策体系図
2. 法人の使命等と目標との関係
3. 指標一覧
4. 重要度・困難度

独立行政法人国際協力機構の政策体系図

外務省の政策体系

地域別外交

分野別外交

広報、文化交流及び報道対策

領事政策

外交実施体制の整備・強化

基本目標VI

経済協力

施策VI-1 経済協力

施策VI-2 地球規模の諸問題への取組

国の重要方針・政策・各種公約

開発協力大綱(ODAを含む開発協力の政策理念)

- ✓ 非軍事的協力による平和と繁栄への貢献
- ✓ 人間の安全保障の推進
- ✓ 自助努力支援と日本の経験と知見を踏まえた対話・協働による自立的発展に向けた協力

関連政策

- ✓ 自由で開かれたインド太平洋
- ✓ インフラシステム海外展開戦略2025
- ✓ 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策等
- ✓ 国家安全保障戦略
- ✓ まち・ひと・しごと創生総合戦略
- ✓ 成長戦略

日本政府各種公約

- ✓ アフリカ開発会議(TICAD)
- ✓ 仙台防災協力イニシアチブ・フェーズ2(2019.3)
- ✓ ASEAN首脳会合、AOIP
- ✓ 質の高いインフラ輸出拡大イニシアチブ(2016.5)
- ✓ 太平洋・島サミット(PALM)
- ✓ 東京栄養サミット(2021.12)
- ✓ COP26(2021.11)等

国際的な枠組み

持続的な開発目標(SDGs)

2030年を目標とした
新たな枠組み
(17ゴール、169ターゲット)

パリ協定(国連気候変動枠組条約)

2020年以降の
国際枠組み

等

第5期中期目標期間(2022年4月～2027年3月)における国際協力機構の役割

重点課題への取組

- ✓ 「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅
 - ・都市 地域開発
 - ・運輸交通
 - ・資源 エネルギー
 - ・民間セクター開発
 - ・農林水産業 農村開発
 - ・保健医療(新型コロナウイルスを含む感染症対策等)
 - ・栄養
 - ・教育
 - ・社会保障 障害と開発
 - ・スポーツと開発
- ✓ 開発の基盤としての普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現
 - ・平和と安定
 - ・法の支配 ガバナンス
 - ・公共財政 金融
 - ・ジェンダー平等の推進
 - ・デジタル化の促進(DX)
- ✓ 地球規模課題への取組を通じた持続可能で強じんな国際社会の構築
 - ・気候変動
 - ・自然環境保全
 - ・環境管理
 - ・水資源 水供給
 - ・防災 災害復興

事業実施基盤の強化

- ✓ 広報
- ✓ 事業評価
- ✓ 開発協力人材の育成
- ✓ 研究
- ✓ 緊急援助
- ✓ 事業の戦略性強化や制度改善
- ✓ 環境社会配慮
- ✓ 不正腐敗防止
- ✓ 国際的な議論への積極的貢献及び国際機関・他ドナー等との連携推進

地域の重点取組

- ✓ 東南アジア・大洋州
- ✓ 東・中央アジア及びコーカサス
- ✓ 南アジア
- ✓ 中南米・カリブ
- ✓ アフリカ
- ✓ 中東・欧州

民間企業等との連携を通じた開発課題の解決への貢献

多様な担い手と開発途上地域の結びつきの強化、外国人材受入・多文化共生への貢献

- ✓ ボランティア
- ✓ 外国人材受入・多文化共生
- ✓ 地方自治体
- ✓ NGO/CSO
- ✓ 大学・研究機関
- ✓ 開発教育
- ✓ 日系社会との連携
- ✓ JICA開発大学院連携・JICAチェアを通じた親日派・知日派リーダーの育成

安全対策・工事安全

その他重要事項

- ✓ 組織体制・基盤の強化、DXを通じた業務改善・効率化
- ✓ 業務運営の効率化、適正化
- ✓ 組織力強化に向けた人事
- ✓ 内部統制

開発協力を通じ国際社会の平和と安定及び繁栄の確保に貢献し、我が国の平和と安全の維持、更なる繁栄の実現、安定性及び透明性が高い国際環境の実現、普遍的価値に基づく国際秩序の維持・擁護といった国益を確保

国際協力機構（JICA）の使命等と目標との関係

（使命）

我が国開発協力の実施機関として、開発途上地域の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通じて、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資する。

（現状・課題）

◆強み

- ・長年の国際協力を通じ、広範な分野において社会経済課題の解決の知見と経験を蓄積。開発途上地域の政府機関等と強固な関係により、様々な協力を実施可能
- ・協力実施に際し、我が国及び開発途上地域等の企業、研究機関、市民団体、自治体、国際機関、開発協力機関等とネットワークを有しており、様々な連携が実施可能

◆弱み・課題

- ・科学技術の振興やICT等の重点分野における専門人材の確保・育成
- ・業務改善とデジタル化の推進

（環境変化）

- 新型コロナウイルスの感染拡大等がもたらす「人間の安全保障への挑戦」
- 国際秩序の構造的変化と普遍的価値（自由・民主主義、基本的人権の尊重、法の支配等）の重要性増大。
- 国際社会共通の課題（気候変動、感染症等）の顕在化、国際社会の連帯と我が国の主導的役割への期待の高まり
- 技術革新の進展
- 我が国の少子高齢化の進行、人的資源の不足
- 外国人材の受入れ・共生等の日本社会の国際化・活性化への貢献の期待の高まり、他

（中（長）期目標）

- 開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保
- 開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進
- 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現
- 地球規模課題への取組を通じた持続可能で強じんな国際社会の構築
- JICA開発大学院連携・JICAチェアを通じた親日派・知日派リーダーの育成
- 民間企業等との連携を通じた開発課題への貢献
- 多様な担い手と開発途上国の結びつきの強化及び外国人材受入・多文化共生への貢献
- 業務運営の効率化（組織体制・基盤の強化 DXの推進を通じた業務改善・効率化、他）

指標一覧

目標水準の考え方
・機構の開発協力の取組は、協力相手国の組織や社会の変化という質的な成果を目指す場合が多いこと、成果を得るまで一定の期間を要する場合が多いこと、多様な国や分野を対象としていること等の特性があり、適切に全ての事業成果を評価することが可能な定量目標値を設定することが困難である。そのため、開発効果への貢献度を示す質的な成果や、成果の最大化に向けた機構の創意工夫や強みを生かした取組を多面的に測る定性的な指標も設定した。
・「目標水準の考え方」欄の「前中期目標期間実績」は特に記載がない限り2017年度から2020年度実績の累計値(ないし、/年とされている項目は年平均)。

評価の考え方
・「外務省所管独立行政法人の業務実績評価の基準について」に従い、定量指標の達成状況に加え、質的な成果や成果の最大化に向けた法人の取組状況も勘案して評価を行う。 ・質的な成果に対しては、中期計画及び定性指標に示される取組やアウトカムに相当する成果が発現し、これを裏付ける事象、量的な変化や成果の発現を促進した法人の工夫等が客観的に示された場合には、目標水準を上回る成果として評価する根拠とする。

3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項			
(1) 開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保(「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅)			
	定性/定量指標	目標水準	目標水準の考え方
ア 都市・地域開発	【指標1-1】都市化の進行が著しい国における、都市マネジメント能力向上に係る取組の促進状況 (SDGs Goal 11関連)		
イ 運輸交通	【指標1-2】運輸総合及び各運輸サブセクターに関連する長期計画の策定数及び公共交通改善の施策数 (SDGs Goal 3、8、9、11、13関連)	20件	長期計画策定及び公共交通改善の施策数においては、2022年度から26年度まで年度平均4件を目標としており、4件×5年で20件とした。
	【指標1-3】能力強化された海上保安機関等の職員数 (SDGs Goal14、16関連)	300人	海上保安機関等の職員の人材育成については、2022年度から26年度まで年度平均60人を目標としており、60人×5年で300人とした。
ウ 資源・エネルギー	【指標1-4】低廉かつ低炭素な電力を安定供給するための環境整備状況 (SDGs Goal 7関連)		
	【指標1-5】資源分野人材の育成数 (SDGs Goal 7関連)	100人	資源分野の人材育成は、これまでも重視してきた分野であり、引き続き重視すべく前中期目標期間の実績値以上を目標とした。
エ 民間セクター開発	【指標1-6】産業人材(民間セクター人材)の育成数 (SDGs Goal 8関連)	92,500人	産業人材の育成は、今後も引き続き重視すべく、前中期目標期間の実績値以上を目標とした。
	【指標1-7】競争力強化のための支援サービスを受けた企業数 (SDGs Goal 8関連)	3,500社	現地企業への指導支援数は、直近の実績値以上を目標とした。
オ 農林水産業・農村開発	【指標1-8】SHEPアプローチの恩恵を享受した小規模農家数 (SDGs Goal 1、2、6、8、12、14関連)	15万戸	「SHEP100万人宣言(※)」を踏まえ、機構貢献分を加味して設定した。※「SHEP100万人宣言」は、2030年までに各国政府関係者、開発パートナー(他ドナー、NGO、民間企業等)が、市場志向型農業を実践可能な小規模農家の100万戸育成を目指す。
	【指標1-9】アフリカにおける稲作協力の裨益を受けた人材数(研究者、技術者・普及員、農家等) (SDGs Goal 1、2、6、8、12、14関連)	25万人	TICAD7において始動したCARDフェーズ2の目標達成に必要なアフリカにおける稲作人材育成(25万人)を踏まえ、5万人×5年で25万人とした。
(2) 開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進(「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅)			
ア 保健医療	【指標2-1】支払い可能な保健医療サービスの確保の恩恵を享受した人数 (SDGs Goal 3(特に3.8)関連)	600万人	TICADでの目標(60万人/年)及び他地域での目標(60万人/年)の中期目標期間中の合計者数を目標水準として設定した。
	【指標2-2】新型コロナウイルス感染症等、公衆衛生上の危機発生に対応し得る保健医療体制の整備状況 (SDGs Goal 3関連)		
イ 栄養	【指標2-3】開発途上国の栄養改善を推進する栄養コア人材(政策立案・決定者、普及員等)の育成数 (SDGs Goal 2(2.1、2.2)、3(3.1、3.2)関連)	4,000人	開発途上国の栄養改善を推進する栄養コア人材(政策立案・決定者、普及員等)の育成は、2022年度から26年度まで年度平均800人を目標としており、800人×5年で4,000人とした。
	【指標2-4】栄養改善に資する分野横断的又は複数の機関との連携による取組の促進状況 (SDGs Goal 2(2.1、2.2)、3(3.1、3.2)関連)		
ウ 教育	【指標2-5】学びの改善のための支援が裨益した子どもの人数 (SDGs Goal 4(特に4.1、4.5)関連)	1,000万人	学びの改善のための支援は、2030年までに2,000万人の子どもへの裨益を目標としており、同目標を踏まえ1,000万人とした。
エ 社会保障・障害と開発	【指標2-6】開発途上地域において障害者の社会参加の促進状況 (SDGs Goal 1(1.3、1.4、1.5)、8(8.5、8.8)、10(10.4)関連)		
オ スポーツと開発	【指標2-7】人々が関心に沿って属性に関わらずスポーツを楽しむことができる環境の整備状況 (SDGs Goal3、4、5、10、16、17関連)		
(3) 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現			
ア 平和と安定	【指標3-1】暴力的紛争を発生・再発させない国・社会づくりの促進状況 (SDGs Goal 16関連)		
イ 法の支配・ガバナンス	【指標3-2】国民の権利保障の促進に資する立法上、行政上、司法制度上の取組の進展状況 (SDGs Goal 16(特に16.3、16.6、16.7、16.10)関連)		
	【指標3-3】留学生事業を通じたガバナンスに関連するテーマでの学位取得者数(司法・行政分野における政策立案・決定者等) (SDGs Goal 16(特に16.3、16.6、16.7、16.10)関連)	500人	法の支配・ガバナンス分野の人材育成は、これまでも重視してきた分野であり、引き続き重視すべく前中期目標期間の実績値以上を目標とした。
ウ 公共財政・金融	【指標3-4】歳入・歳出の両面における国家財政基盤強化、適切なマクロ経済運営及び金融システム強化、貿易円滑化のために必要な制度整備・能力強化に関する取組の進展状況 (SDGs Goal 5(5.a)、8(8.3、8.10)、17(17.1)関連)		
エ ジェンダー平等の推進	【指標3-5】プロジェクト(技術協力、有償資金協力、無償資金協力)におけるジェンダー案件比率 (SDGs Goal 5関連)	40%(2026年度末まで)	国際基準(OECD DAC推奨の基準)に基づくジェンダー案件の要件を定め、2022年度20%、その後各年度5%ずつの増加を目指し、2026年度末に40%を目標とした。
	【指標3-6】研修・留学生事業における女性の割合(人数) (SDGs Goal 5関連)	40%(2026年度末まで)	研修・留学プログラムの女性の割合は、それぞれ2020年度は36%・35%であり、応募勧奨を一層推進し、女性の参加を推進し、中期目標期間終了時点で40%達成を目指す。
オ デジタル化の促進(DX)	【指標3-7】デジタル化の進展を支える各国のコア人材(政策立案・決定者、実施に関わる民間事業者等)の育成数 (全SDGs Goal)	1,000人	デジタル化を担う人材の育成は、2022年度から26年度まで年度平均200人を目標としており、200名×5年で1,000人とした。
	【指標3-8】開発効果の増大を目指したデジタル技術・データ活用の推進状況 (全SDGs Goal)		
(4) 地球規模課題への取組を通じた持続可能で強じんな国際社会の構築			
ア 気候変動	【指標4-1】気候変動対策に資する人材の育成数 (SDGs Goal 1〜9、11〜13(13.1〜13.3、13.a〜13.b)、14、15関連)	10,000人	気候変動分野の人材育成は、今後も重視する協力であり、前中期目標期間に引き続き高い目標水準を設定した。
	【指標4-2】開発途上国政府の気候変動対策の対応能力が向上し、気候変動対策を加味した途上国の開発計画の推進状況 (SDGs Goal 1〜9、11〜13(13.1〜13.3、13.a〜13.b)、14、15関連)		
イ 自然環境保全	【指標4-3】自然環境保全を担う行政官の育成数 (SDGs Goal 14、15関連)	6,000人	自然環境保全分野においては、2030年までに12,000人の行政官育成を目標としており、同目標を踏まえ6,000人とした。
ウ 環境管理	【指標4-4】環境管理行政官の育成数 (SDGs Goal 6(6.2、6.3)、11.6、12(12.4、12.5)、14.1関連)	10,000人	環境管理分野の行政官の育成は、2022年度から26年度まで年度平均2,000人を目標としており、2,000人×5年で10,000人とした。
エ 水資源・水供給	【指標4-5】主体的かつ持続可能な水資源管理の強化、並びに水道事業体及び灌漑排水管理団体(水利組合)の運営・経営の改善状況 (SDGs Goal 6.1、6.4、6.5関連)		
	【指標4-6】水供給に関する人材の育成数及び水供給によって増加した給水人口数 (SDGs Goal 6.1、6.4関連)	育成人材数:3.5万人 給水人口:1,100万人	水供給に関する育成、給水人口の拡大はこれまでも重視してきた分野であり、引き続き重視すべく、過去10年間の実績を踏まえ目標設定した。
オ 防災・災害復興	【指標4-7】防災インフラ及び重要インフラの所管組織(治水砂防官庁、各インフラ官庁)を支える行政官等(政策・計画立案者等)の育成数 (SDGs Goal 1.5、9.1、11.5、13.1関連)	5,000人	防災分野の人材育成は、これまでも重視してきた分野であり、引き続き重視すべく前中期目標期間の実績値以上を目標とした。
	【指標4-8】事前防災投資事業実現のための戦略・計画・政策等の数 (SDGs Goal 1.5、9.1、11.5、13.1関連)	20件	事前防災投資事業実現のための戦略・計画・政策等の策定は、2022年度から26年度まで年度平均4件を目標としており、4件×5年で20件とした。
(5) 地域の重点取組			
	【指標5-1】地域の特性、地政学的な位置づけ、及び我が国の地域別公約・政策等を踏まえた開発協力の促進状況		
	【指標5-2】JICA国別分析ペーパー及び事業計画作業用ペーパーの新規策定・改定数	700件	地域の重点取組は、これまでも重視してきた取組であり、引き続き重視すべく前中期目標期間の実績値を踏まえ目標設定した。

(6) JICA開発大学院連携・JICAチェアを通じた親日派・知日派リーダーの育成				
		【指標6-1】JICA開発大学院連携・JICAチェアを通じた親日派・知日派人材の育成数	6,500人	親日派・知日派の育成人数は、直近の実績値を5年後に1.5倍に増加させることを目指し目標設定した。
		【指標6-2】JICA開発大学院連携・JICAチェア等を通じた育成人材との継続的な関係維持・発展に資する取組の促進状況		
(7) 民間企業等との連携を通じた開発課題の解決への貢献				
		【指標7-1】協力準備調査、中小企業・SDGsビジネス支援事業を活用した法人・団体数	490法人・団体	直近の実績を踏まえ目標設定した。
		【指標7-2】開発途上地域の課題解決及び海外展開につなげるためのコンサルティング企業数	4,420法人・団体	直近の実績から毎年度5%ずつ増の法人・団体数を目標とした。
(8) 多様な担い手と開発途上地域との結びつきの強化及び外国人材受入・多文化共生への貢献				
ア	JICAボランティア事業（JICA海外協力隊）	【指標8-1】JICA海外協力隊の派遣、帰国隊員による社会還元への促進及び参加者の裾野拡大に向けた取組状況		
イ	外国人材受入・多文化共生	【指標8-2】外国人材受入支援・多文化共生社会構築に向け、JICA海外協力隊経験者、国際協力推進員、JICA国内拠点等を通じた支援対象団体・企業数	200団体・企業	前中期目標期間に実施した外国人材受入支援・多文化共生社会構築に係る試行的取組を踏まえ目標設定した。
ウ	地方自治体との連携	【指標8-3】地方自治体との連携に係る取組の促進状況		
エ	NGO/CSOとの連携	【指標8-4】NGO等活動支援事業への参加人数	2,500人	これまでも重視してきた分野であり、引き続き重視すべく前中期目標期間の実績を踏まえ目標設定した。
		【指標8-5】NGO/CSO連携や事業実施能力の強化に係る取組の促進状況		
オ	大学・研究機関との連携	【指標8-6】開発途上国の研究機関と共同で新たな知見や技術の獲得に向けた研究の推進状況		
カ	開発教育	【指標8-7】教育関係者を対象にした開発教育指導者研修等の参加人数	6.1万人	これまでも重視してきた分野であり、引き続き重視すべく前中期目標期間の実績を踏まえ目標設定した。
キ	日系社会との連携	【指標8-8】日系社会研修参加人数	700人	これまでも重視してきた分野であり、引き続き重視すべく前中期目標期間の実績を踏まえ目標設定した。
(9) 事業実施基盤の強化				
ア	広報	【指標9-1】プレスリリース等を通じた広報により掲載された国内メディア及び海外主要メディア報道件数	650件	130件／年を目標としており、130件×5年で650件とした。
		【指標9-2】SNSアカウント（日本語・英語）エンゲージメント数	171万件	取組を更に強化すべく、直近の実績値以上を目標とした。
イ	事業評価	【指標9-3】総合的・横断的な事業評価・分析の実施件数（横断的分析・詳細分析、定量分析、定性分析等の実施開始件数）	25件	事業評価はこれまでも重視してきた取組であり、引き続き重視すべく前中期目標期間の実績値以上を目標とした。
ウ	開発協力人材の育成	【指標9-4】国際協力キャリア総合情報サイト(PARTNER)新規登録人数	4万人	前中期目標期間の実績（国際協力人材登録者＋簡易人材登録者）から約15%増として目標設定した。（前中期目標期間実績平均：7,116人/年）
		【指標9-5】能力強化研修の参加人数	2,185人	開発協力人材の育成は、2022年度から26年度まで年度平均437名を目標としており、437人×5年で2,185人とした。
エ	研究	【指標9-6】研究成果の発刊件数	300件	前中期目標期間の実績から5%増の件数を目標とした。
オ	緊急援助	【指標9-7】緊急援助の対応体制強化に係る取組の推進状況		
カ	事業の戦略性強化や制度改善	【指標9-8】JICAグローバル・アジェンダ（課題別事業戦略）に基づく多様な開発パートナーとの連携状況		
キ	国際的な議論への積極的貢献及び国際機関・他ドナー等との連携推進	【指標9-9】参加・発信した国際会議の数	700件	国際的な議論への貢献は、これまでも重視してきた取組であり、さらに積極的に取り組むべく前中期目標期間の実績値1.5倍増を目標とした。
ク	環境社会配慮	【指標9-10】環境社会配慮ガイドラインの適切な運用状況		
ケ	不正腐敗防止	【指標9-11】不正腐敗を防止するための機構関係者への啓発に係る実施状況（職員向け研修、専門家向け研修、機構内外向けセミナーの参加人数）	600人	不正腐敗防止に関する研修・セミナーの実施は、120人/年を目標としており、120人×5年で600人とした。
4. 業務運営の効率化に関する事項				
(1) 組織体制・基盤の強化、DXの推進を通じた業務改善・効率化				
		【指標10-1】ITリテラシー向上研修・セミナー等の実施	60回	ITリテラシー向上研修・セミナーは、今日的な要請に応じた内容の拡充を図った上で、直近の実績を踏まえ、12件×5か年で60回を目標値として設定した。
(2) 業務運営の効率化、適正化				
ア	経費	【指標11-1】一般管理費及び業務経費（特別業務費及び人件費を除く。）の効率化	毎事業年度1.4%以上	一般管理費及び業務経費の効率化は、これまでも重視してきた取組であり、引き続き重視すべく前中期目標期間の実績値を踏まえ目標設定した。
イ	人件費	指標を設定しない		
ウ	保有資産	指標を設定しない		
エ	調達	【指標11-2】有識者による外部審査を行った対象契約件数	350件	調達における有識者による外部審査は、これまでも重視してきた取組であり、引き続き重視すべく前中期目標期間の実績値を踏まえ目標設定した。
		【指標11-3】契約監視委員会で審議する案件数	150件	調達案件の契約監視委員会による審議は、これまでも重視してきた取組であり、引き続き重視すべく前中期目標期間の実績値を踏まえ目標設定した。
6. 安全対策・工事安全に関する事項				
		【指標13-1】国際協力事業関係者の安全対策研修の受講者数	1.6万人	国際協力事業関係者の安全対策研修は、これまでも重視してきた取組であり、引き続き重視すべく前中期目標期間の実績値を踏まえ目標設定した。
		【指標13-2】工事安全に係る調査・セミナー等の実施件数	560件	工事安全は、これまでも重視してきた分野であり、引き続き重視すべく前中期目標期間の実績値を踏まえ目標設定した。
7. その他業務運営に関する重要事項				
(1) 内部統制				
		【指標14-1】内部統制モニタリング実施回数	10回	これまでも重視してきた分野であり、引き続き重視すべく前中期目標期間の実績を踏まえ目標設定した。
		【指標14-2】リスク管理に係る委員会の開催回数	30回	これまでも重視してきた分野であり、引き続き重視すべく前中期目標期間の実績を踏まえ目標設定した。
(2) 組織力強化に向けた人事				
		【指標15-1】女性管理職比率	27%（2026年度末時点）	政府の定める独立行政法人等における登用目標18%（2025年度）を踏まえ、同目標の1.5倍の達成率を目標値として設定した。（2020年度末実績20.5%）

重要度・困難度

第5期中期目標	重要度		困難度	
	【定義】当該法人が政策体系上の位置付けや与えられた役割を果たすことへの貢献の度合いが他の目標と比較して高く、資源を重点的又は優先的に配分する必要がある場合など、政策上の重要性が高いとするだけの合理的かつ客観的な理由がある場合に「高い」とすること。		【定義】当該法人の現状・直面する課題及び取り巻く環境の変化を踏まえると、政策的必要性から通常求められるべき水準を明らかに超える水準が設定されているなど、当該目標の達成には相当の努力を必要とされることが合理的かつ客観的に明らかにできる場合に「高い」とすること。 (項目別評定の「業務実績と評定区分の関係」のうち、S評定又はA評定とされる要件について、目標において困難度が「高い」とされなかった場合に求められる定量的指標の達成度を「120%以上」とする一方で、困難度が「高い」とされた場合は「100%以上」としている)	
1. 政策体系における法人の位置づけ及び役割(ミッション)				
2. 中期目標の期間				
3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項				
日本の開発協力の重点課題				
(1)開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保(「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅)	○		○	新型コロナウイルス感染症の拡大や気候変動等の地球規模課題の深刻化は、格差の拡大、経済活動環境の悪化、飢餓人口の増加、農業被害の拡大等、開発途上地域の経済成長の基礎となる本項目のセクター全般に大きな影響及び変化をもたらしている。かかる状況及びパンデミック後の世界の復興を見据え、本項目の目標達成に向けて、機構の既往の取組に加え、開発プロセスにおける民間部門の巻き込み等多様なアプローチや新しい課題に対応したイノベーションの促進、気候変動対策への貢献を含む途上国のぜい弱性への対応をこれまで以上に模索し、包摂性を重視した「質の高い成長」を追求する必要があるところ、本項目は困難度を高とするのが妥当と考える。
ア 都市・地域開発				
イ 運輸交通				
ウ 資源・エネルギー				
エ 民間セクター開発				
オ 農林水産業・農村開発				
(2)開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進(「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅)	○		○	新型コロナウイルス感染症への直接的な対応を含む、保健医療分野をはじめとする人間中心の開発の支援を、外交的動きも念頭に置きつつ迅速かつ確な実施が求められるため。さらに、先進国を含む全世界の国々が新型コロナウイルス感染症への対応を模索する中、世界各国と連帯・協働して取り組む必要があることから、本項目は困難度を高とするのが妥当と考える。
ア 保健医療				
イ 栄養				
ウ 教育				
エ 社会保障・障害と開発				
オ スポーツと開発				
(3)普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現	○	開発課題の解決に直接寄与する成果を生み出すための目標項目であり、開発協力大綱等の政策目標への貢献の観点からも機構の業務の最も重要な部分であるため。	○	権威主義的な体制が台頭する一方で民主主義への信頼が低下する傾向が見られ、紛争・暴動の増加によって女性等のぜい弱な立場にある人々へのより大きな負の影響が懸念される中、自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配など普遍的価値の共有を目指す本項目の重要性はさらに高まっている。本項目は、こうした世界の構造的変化を踏まえ、複雑化する課題に対して、社会経済活動全般のデジタル化が進むことにも留意しつつ、治安や紛争影響下での特殊な要因下で事業運営しつつ効果増大に取り組むものであり、困難度を高とするのが妥当と考える。
ア 平和と安定				
イ 法の支配・ガバナンス				
ウ 公共財政・金融				
エ ジェンダー平等の推進				
オ デジタル化の促進(DX)				
(4)地球規模課題への取組を通じた持続可能で強じんな国際社会の構築	○		○	脱炭素社会やコベネフィット型等の気候変動対策・自然環境保全、新型コロナの感染予防等に資する水・環境、我が国の途上国支援の柱である防災・災害復興は、質・量・速度が同時に求められている。また、脱炭素社会の促進は、先進各国から強いコミットメントが示されているだけでなく、途上国でも喫緊な対応が必要な状況であることから、本項目は困難度を高とするのが妥当と考える。
ア 気候変動				
イ 自然環境保全				
ウ 環境管理				
エ 水資源・水供給				
オ 防災・災害復興				
(5)地域の重点取組	○			
ア 東南アジア・大洋州地域				
イ 東・中央アジア及びコーカサス地域				
ウ 南アジア地域				
エ 中南米・カリブ地域				
オ アフリカ地域				
カ 中東・欧州地域				
(6)JICA開発大学院連携・JICAチェアを通じた親日派・知日派リーダーの育成	○	本取組を通じた親日派・知日派のリーダー育成により、共通の価値や原則に基づく自由で開かれた秩序の実現への貢献が見込まれ、自由で開かれたインド太平洋の実現に寄与するため。		

重要度・困難度

第5期中期目標		重要度		困難度	
		【定義】当該法人が政策体系上の位置付けや与えられた役割を果たすことへの貢献の度合いが他の目標と比較して高く、資源を重点的又は優先的に配分する必要がある場合など、政策上の重要性が高いとするだけの合理的かつ客観的な理由がある場合に「高い」とすること。		【定義】当該法人の現状・直面する課題及び取り巻く環境の変化を踏まえると、政策的必要性から通常求められるべき水準を明らかに超える水準が設定されているなど、当該目標の達成には相当の努力を必要とされることが合理的かつ客観的に明らかにできる場合に「高い」とすること。 (項目別評定の「業務実績と評定区分の関係」のうち、S評定又はA評定とされる要件について、目標において困難度が「高い」とされなかった場合に求められる定量的指標の達成度を「120%以上」とする一方で、困難度が「高い」とされた場合は「100%以上」としている)	
(7) 民間企業等との連携を通じた開発課題の解決への貢献		○	開発協力大綱等の政策目標では、民間の技術・資金との連携強化を通じた開発課題の解決を重視しており、本取組の貢献度が大きいため。		
(8) 多様な担い手と開発途上地域との結びつきの強化及び外国人材受入・多文化共生への貢献		○	外部主体との連携の強化を通じて開発成果の向上を図ることは、業務・組織全般の見直しで指摘している重要項目のため。		
ア JICAボランティア事業（JICA海外協力隊）					
イ 外国人材受入・多文化共生					
ウ 地方自治体との連携					
エ NGO/CSOとの連携					
オ 大学・研究機関との連携					
カ 開発教育					
キ 日系社会との連携					
(9) 事業実施基盤の強化					
ア 広報					
イ 事業評価					
ウ 開発協力人材の育成					
エ 研究					
オ 緊急援助					
カ 事業の戦略性強化や制度改善					
キ 国際的な議論への積極的貢献及び国際機関・他ドナー等との連携推進					
ク 環境社会配慮					
ケ 不正腐敗防止					
4. 業務運営の効率化に関する事項					
(1) 組織体制・基盤の強化、DXの推進を通じた業務改善・効率化		○	DXの推進及び業務改善を含めた組織体制の強化は、「業務・組織全般の見直し」でも一部言及があり、今期の取組における重点事項の一つとして整理されているため。		
(2) 業務運営の効率化、適正化					
ア 経費					
イ 人件費					
ウ 保有資産					
エ 調達					
5. 財務内容の改善に関する事項					
6. 安全対策・工事安全に関する事項		○	安全管理は国際協力事業を推進するために必須であり、安全の確保は事業を安定的に実施するための大前提となるため。	○	いつどこで不測の事態が起きるか分からず、目標の達成が機構による努力のみでは管理できないため、本項目は困難度を高とするのが妥当と考える。
7. その他業務運営に関する重要事項					
(1) 内部統制					
(2) 組織力強化に向けた人事				○	「第5次男女共同参画基本計画」において、独立行政法人の部長相当職及び課長相当職については、各役職に占める女性の割合を令和7年度末までに18%とする成果目標を掲げている。JICAの目標値は27%と同計画の目標値と比して1.5倍であり、第4期よりさらに差を大きく設定していることから、本項目は困難度を高とするのが妥当と考える。

※重要度及び困難度の定義は、「目標策定の際に考慮すべき視点」(総管管第65号、平成31年3月29日総務省行政管理局長)参照。